

小・中学校 警報等の発表時における安全確保について

(令和5年4月版)

四日市市教育委員会

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。各学校における対応についてはこの基準を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機 (注1)	7:00まで	通常通り登校(注2) 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる (注4)	7:00を経過	臨時休校

(注1) 自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない児童生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から当該保護者に依頼しておきます。

(注2) 登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、校長の裁量で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとることができます。この場合は給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会にその旨連絡をします。

(注3) 大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、各学校の判断で臨時休校等の措置をとります。

その際、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて20センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

＊ 四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

(注4) 学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

○暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合

- ① 通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認します。
なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
- ② 拠点的に通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全についての情報提供を求めます。
- ③ 必要と判断される時は、教職員が引率し、拠点まで保護者の出迎えを求めて引継の措置をとる。特に小学校低学年児童や支援を要する児童生徒については配慮します。
- ④ 保護者への引き渡しを行う場合は、平素より出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。
- ⑤ 通学に公共交通機関を利用している学校については、運行状況を的確に把握します。

上記のような点をふまえ、帰宅、学校待機、避難のうち、状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合は、地域的差異や学校のおかれている諸条件からみて、各校の判断で発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も、給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報等の発表が予想される前日より、市教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を小中学校に連絡する場合があります。学校は、下校時までには児童生徒に直接連絡をします。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、

震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
登校前	臨時休校 津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる ○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる） （具体的には） ・ 周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・ 外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登校後	学校待機 ○ 児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（注5） * 保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、校長の裁量で臨時休校の措置をとります。この場合は、教育委員会にその旨を連絡します。

※ 登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。

（注5）

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※ 特別警報の創設による地震動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

上記対応は震度5強以上について該当するものとしませんが、それ以外でも緊急地

震速報の場合は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

- ① 児童生徒を安全性の高い場所（校舎の3階など）に移動させ、安全を確保します。
- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム(Home&School)」等でその対応について連絡します。
- ③ 児童生徒の下校については、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり、保護することを原則とします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに、教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。
- ④ 津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報、津波注意報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

〈三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図（平成27年版）により、津波浸水の可能性のある地区〉

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※ 津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応する。

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム(Home&School)」等で、各学校に連絡をします。
- ② 下校時間になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報・暴風雪警報に対する対応」の場合に準じます。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応(「1」「2」以外)

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により上記に準拠して児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず教育委員会との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対す

る対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。

各種注意報等についても、校長は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。措置の結果については、給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会へ報告します。

※ 別途対応が必要な場合はそれぞれの対応マニュアル等を参照のこと

《例》光化学スモッグ予報（注意報・警報・重大警報）→「三重県大気汚染緊急時対策」
微粒子状物質（PM2.5）注意喚起情報（防災みえ.jp メール配信）

中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

（令和2年10月1日 通知）

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとることとする。

2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図ることとする。

各学校における対応については、この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺、通学路の状況を把握しながら対応を決定します。

4 伊勢湾・三河湾に津波注意報が発表された場合の対応

教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連

絡システム（Home&School）」等で、各学校に連絡をしますので、それらを参考に児童生徒の安全を確保します。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

5 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

「学校保護者連絡システム（Home&School）」等による保護者への連絡を行うことが困難であることから、事前に保護者等へ「自宅待機」の措置をとることの周知徹底を図ります。

また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「学校保護者連絡システム（Home&School）」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全確保に努め、授業実施に向けた対応を速やかに行います。

② 在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童生徒に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報の収集に努めます。

今後、予測される状況に応じて児童生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。児童生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。

① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。

② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>

6 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合には、市内全ての公立小学校・中学校を1週間臨時休校とします。この期間中は、学校を避難所として開設します。（浸水想定区域の学校を除く）

原則、1週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行う場合があります。